

亀山市告示第166号

亀山市高齢者福祉推進協議会要綱を次のように定める。

平成26年10月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市高齢者福祉推進協議会要綱

(設置)

第1条 市における保健、医療、介護サービス等の社会的基盤が有機的に連携し、高齢者が住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らせるよう高齢者福祉に関する施策の推進について協議するため、亀山市高齢者福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じて市長に提言を行うものとする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する市町村老人福祉計画として策定する亀山市高齢者福祉計画(以下「計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 鈴鹿亀山地区広域連合が策定する介護保険事業計画との連携及び調整に関すること。
- (3) その他設置目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係機関に属する者
- (3) 福祉関係団体の役職員
- (4) 介護保険被保険者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調整会議)

第7条 協議会は、計画の評価及び見直しに必要な検討を行うために、調整会議を置くものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高齢障がい支援室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年10月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初に行われる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(亀山市高齢者保健福祉計画検討委員会要綱の廃止)

3 亀山市高齢者保健福祉計画検討委員会要綱(平成18年1月20日施行)は、廃止する。